

令和 6 年度版

小 諸 市 環 境 白 書

第 2 次小諸市環境基本計画に関する施策
令和 5 年度 実施状況報告書



小 諸 市

私たちのめざす環境

豊かな自然と共に暮らし
だれもが心やすらげるまち こもろ

環境目標

「私たちのめざす環境」実現のため、【自然環境】【快適環境】【生活環境】【地球環境】【環境学習】の5つの環境目標を設定しています。

(1) 豊かな自然環境が育まれるまち【自然環境】

多種多様な生物が生息・生育している恵み豊かな自然環境を守り、次の世代に引き継ぐために、人と自然とが共生できるまちをめざします。

(2) 健康で快適にくらせるまち【快適環境】

日常生活や事業活動による環境への負荷を減らし、自然環境と都市環境の調和が図られ、健康で快適にくらせるまちをめざします。

(3) 安全で安心なまち【生活環境】

良好な生活環境を守り、安全で安心して暮らせるまちをめざします。

(4) 地球環境に配慮した暮らしをするまち【地球環境】

資源やエネルギーの有効利用など地球温暖化防止など地球環境に配慮した取り組みを推進するまちをめざします。

(5) 自ら学び、みんなで共同して創るまち【環境学習】

良好な環境を守り育てるため、市民・市民団体・事業者・市のみんなが協働し、自主的、積極的に取り組むまちをめざします。

目 次

はじめに	1
（１）豊かな自然環境が育まれるまち【自然環境】	2
（２）健康で快適に暮らせるまち【快適環境】	5
（３）安全で安心なまち【生活環境】	6
（４）地球環境に配慮した暮らしをするまち【地球環境】	14
（５）自ら学び、みんなで協働して創るまち【環境学習】	16

関連資料

① 大気常時監視測定結果	18
② 大気中二酸化窒素濃度測定結果	19
③ 主要河川水質検査結果	21
④ 地下水一斉検査結果	27
⑤ ごみ処理量の推移	28

はじめに

この白書は、平成24年度から令和5年度までを計画年度とする「第2次小諸市環境基本計画」において環境指標として挙げた施策の進捗状況、小諸市の環境行政の現況などについて、年次報告書として取りまとめたものです。

この結果や、環境を取り巻く様々な状況の変化などを踏まえ、今後も多様化する環境問題への取組に努めていきます。また、国や長野県が取り組むSDGsの達成について、小諸市としても達成を意識しながら環境施策を進めます。

SDGs（エスディージーズ 持続可能な開発目標）

- ◆ 2015年9月、ニューヨーク国連本部において、193の加盟国の全会一致で採択された2030年を年限とする国際目標です。
- ◆ 経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題の解決を目指すものであり、貧困や飢餓の根絶、強靱なインフラ構築と持続可能な産業化・技術革新の促進、不平等の是正、気候変動への対策、海洋資源の保全、陸域生態系、森林資源の保全など17の目標と、各目標を実現するための169のターゲット（達成基準）から構成されています。
- ◆ 先進国も途上国もすべての国が関わって解決していく目標です。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



（１）豊かな自然環境が育まれるまち【自然環境】

＜基本方針＞

本市は、雄大な浅間連峰の南斜面に位置し、市の南西部を流れる千曲川に数多くの清流が注ぐなど、豊かな自然環境に恵まれ、この中で、多種多様な生物が生息・生育しています。

こうした恵まれた自然環境を守り、健全な生態系を維持するとともに、市民・市民団体・事業者の協力を得ながら豊かな自然環境が育まれるまちをめざして取り組みを進めます。

１）生物多様性の保全

① 野生動植物の保全対策

豊かな自然環境を保全し、健全な生態系と生物多様性を確保するため、小諸市環境条例に基づく指導や希少動植物の情報収集を行うなど、現状把握と環境の保全・改善に取り組みました。今後も、市民団体や企業、学校等、様々な主体との協働による生物多様性保全の取組を進めていきます。

また、令和５年３月には、市内に生息する動植物が市の優れた自然環境を象徴する貴重な存在であり、動植物との共存が市民の豊かな生活に欠かすことのできないものであることに鑑み、自然環境の保全を図るとともに動植物を保護する意識を高め、もって将来の世代に継承することを目的に「小諸市動植物の保護に関する条例」を制定しました。

② 特定外来生物対策

日本には様々な外来生物が人間活動によって持ち込まれ、生態系に対する大きな脅威となっており、農林水産業や人間生活へ被害が出る場合があります。

小諸市では、特定外来生物法により生態系などに被害を及ぼす種（特定外来生物）として指定されている植物のうち、市内で多く繁殖している「アレチウリ」「オオキンケイギク」の駆除に取り組んでいます。特定外来生物は、飼育・運搬・輸入・放逐などが法律により規制されており、生息域を拡大させないためには、継続的な駆除活動を展開する必要があります。

令和５年度の取組

- パトロールによる生育状況調査の実施
- ホームページ、広報こもろ、チラシ配布による啓発活動の実施
- 「小諸アレチウリ駆除の会」主催の駆除活動への参加・支援



アレチウリ



オオキンケイギク

③ 野生鳥獣の保護管理

野生鳥獣は、生態系の重要な構成要素ではありますが、特定の鳥獣による生態系や農林水産業への被害が深刻な状況にあります。

小諸市では分野毎の専門家（鳥獣保護員、獣医師、狩猟免許保有者等）による隊員の野生鳥獣対策実施隊を結成し、各分野の専門的な視点、科学的な視点に基づく被害防止活動を行っています。

加えて、捕獲した鳥獣の食肉（ジビエ）の利活用に取り組み、シカのペットフード化などの先進的な取組を行っています。

2）森林・農地の保全

① 森林の保全

小諸市森林整備計画に基づき、森林の造林、育林を進め、「森林（もり）の里親制度」などにより企業や各種団体と協働による森林整備を進めました。

令和5年度の取組

- 沖電気工業(株)との里親協定締結に基づく森林整備を実施
- (株)ネイチャーズウェイと糠地生産森林組合との里親協定の締結

② 農地の保全

農業基盤整備や新規就農者・後継者育成などを行いながら農地の保全を進めました。

また、地域食材による特産品づくりの促進、農産物直売所の支援、地元農産物に関する情報提供、地産地消のPR等により地産地消を推進しました。

令和5年度の取組

- 地産地消推進協議会による地産地消の推進
- 直売所連絡会による夕市、軽トラック市の開催
- 耕作放棄地対策としての菜の花栽培（菜種油）の推奨
- ホームページ「おいしいこもろ」の運営
- 小諸産ワイン販売促進イベント「KOMORO WINEDAYS」の開催

環境指標

指標	策定時 (平成27年度)	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和5年度)
間伐面積	24ha/年	5.62ha/年	56ha/年

3) 水と緑の保全

① 良好な水辺環境の整備

千曲川の湧玉川流入口から布下までの支流河川からの排水流入に伴う水域の影響調査、河川清掃及び不法投棄監視をおこないました。

また、信濃川を守る協議会（信濃川隣接市町村と県関係機関で構成）の活動として、河川一斉清掃を企業や団体の協力を得ながら実施しました。

令和4年度の取組

- 河川パトロールの実施（月2回）

4) 自然とのふれあいの推進

① 自然と親しむ場所の確保

野菜や花などを栽培して自然と触れ合うとともに、農業への理解を深める場として市内6箇所の市民農園を管理運営しています。

あいおい公園の管理は「こもろグリーンクラブ」との協働による「育てる公園づくり」に取り組みながら行うなど、市民の意向を踏まえた公園づくり、市民参加による公園管理を実施しました。

環境指標

指標	策定時 (平成27年度)	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和5年度)
市民一人当たりの公園面積	16.8㎡	17.6㎡	16.9㎡

【今年度の取組・今後の方針等】

一人当たりの公園面積は充足しているので、現在の公園の有効利用を検討していきます。

② 自然とふれあう機会の拡大

こもろ観光局にて、浅間山縦走マイカーお届けサービスや、自然を満喫できる楽しみ方やサイクリングコースを含めたレンタサイクルPR動画を製作し、デジタルサイネージでのPRを実施しました。

(2) 健康で快適にくらせるまち【快適環境】

<基本方針>

山並みの眺望、田園風景や歴史を感じさせるまち並みなど、自然環境と歴史的環境が調和した小諸らしい景観の保全・形成に努めます。

1) 景観の保全

小諸市景観計画により、建物の新築や工作物の設置など一定の行為に対して、景観形成上の基準を設けており、計画上の制限の合わないものに対しては変更を指導しています。

また、令和5年3月には、太陽光発電事業の実施が自然環境、生活環境、景観その他の地域環境に与える影響が大きいことから、太陽光発電施設の設置、維持管理及び廃止に至るまでの太陽光事業全般において地球環境を保全し、及び災害の発生を防止するために、「小諸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例」を制定しました。

自然景観に配慮した道路整備、歴史的まち並景観を活かした道路沿道整備、沿道緑化など、景観に配慮した道づくりを推進しています。

2) 緑化と美化の推進

市民と協力しながら、自然環境を保護するとともに地域の緑化と花いっぱい運動を推進しています。

令和5年度の実施

- グリーンロード、インターアクセス道路の街路樹の適切な維持管理
- 道路関係団体による林道の草刈り作業の実施（6月、9月）
- 市民協力団体による道路脇等花壇への植栽

環境指標

指標	策定時 (平成27年度)	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和5年度)
花いっぱい運動 参加団体数	81団体	85団体	90団体

【今年度の取組・今後の方針等】

市民の緑に対する意識の醸成・高揚を図るために、引き続き、参加者増加に向け、PR活動を強化します。

3) 歴史的文化遺産の保全

貴重な文化財の保存に取り組むとともに、歴史的建造物や歴史的まち並みと周辺の建築物とが調和する、歴史的景観を保全するために必要な措置を行いました。

令和5年度の実施

- 文化財パトロールの実施及び埋蔵文化財の対応
- 指定文化財保護補助金（13件）

(3) 安全で安心なまち【生活環境】

<基本方針>

大気・水質などの環境調査を実施し、市民生活・事業活動による環境負荷の削減などにより、安全で安心して暮らせる生活環境の確保に向け取組みを進めます。また、大量生産・大量消費・大量廃棄型の生活スタイルや事業活動を見直し、ごみの発生量を抑制するとともに、再利用化、資源化を進め循環型社会の形成をめざします。

1) 景観の保全

① 大気汚染防止対策

大気汚染物質（二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質および光化学オキシダント）については、長野県が測定局（小諸局・東信教育事務所、佐久局・佐久合同庁舎）を設置し、常時測定しています。これに加え、小諸市では市内の主要幹線道路沿線48箇所において二酸化窒素による大気汚染状況の調査を継続して実施しています。

令和5年度調査結果概要

【二酸化窒素】

主要幹線道路沿線48箇所全ての地点において環境基準を達成し、良好な状態

【二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質】

測定局（佐久局）にて、測定値は全て環境基準を達成し、良好な状態

【光学オキシダント】

測定局（小諸局）での測定では、環境基準未達成なものの、光学オキシダント注意報の発令には至らず

環境指標

指標	策定時 (平成27年度)	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和5年度)
一般大気 環境基準達成率 光学オキシダントを除く	100%	100%	100%

【今年度の取組・今後の方針等】

二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質について環境基準を超過した日はありませんでしたが、監視を継続します。

② 環境放射線対策

長野県が県内7箇所において常時監視している空間放射線量は、すべて国際放射線防護委員会（ICRP）の年間被ばく限量（自然放射線を除き1mSv）の時間換算値（19μSv/h）を下回っています。

市では、原水、水道水、下水道汚泥及び学校給食用食材、浅麓環境施設組合では汚泥発酵肥料（浅麓エココンポ）の放射能濃度の測定を行い、令和5年度は検出されませんでした。

③ 悪臭防止対策

工場・事業所から発生する悪臭については、立入検査を行い、必要に応じて臭気測定を実施するなど、「悪臭防止法」など関係法令に基づき長野県と連携しながら指導を行っています。

野外焼却により、煙で窓が開けられない、臭いが洗濯物につく、などの相談が多く寄せられています。農家が行う稲わらや雑草の焼却など例外的に認められている行為でも周辺に悪臭等の影響を及ぼしている場合は、焼却を中止していただき、近隣に迷惑にならないよう時間等配慮していただくよう指導を行っています。

2) 水環境・土壌環境の保全

① 水の安定供給と有効利用

小諸市の上水道水源は、全てが地下水と湧水であることなど、公的な目的で地下水を多く利用しています。また、水資源は市民共有の貴重な財産であり、公的な管理の下で持続的な保全を図る必要があります。このことから、平成24年6月に小諸市環境条例の一部改正を行い、「地下水は地域で共有する財産」であることを位置付けています。

また、近年の外国資本による森林買収など、目的不明な土地取引による地下水への影響や、涵養機能の低下などによる地下水の減少が懸念されていることから、平成29年6月に条例の一部改正を再度行い、地下水の採取の規制を強化しました。この改正条例は平成30年1月に施行され、小諸市内で井戸を設置するためには、原則として市長の許可が必要となりました。

加えて、外国資本等による水資源をねらったとも考えられる森林買収などについて、近隣市町村と情報共有を図りました。また、自治体のネットワークによる情報交換と共有、地域を越えた水資源の保全に取り組むことを目的とした『水資源保全全国自治体連絡会』へ参加し、全国の自治体から先進的事例等の情報収集を行いました。

② 生活排水・事業所排水対策

市民に対し、生活排水に対する啓発を行い、河川の水質保全を推進しているとともに、事業所からの排水については、「水質汚濁防止法」「下水道法」等の関係法令に基づき監視・指導を行っています。

また、小諸市環境条例に基づき、油水分離槽等の特定施設に立入調査を実施し、排水基準の適合状況等について確認を行うとともに、不備事項に対して改善指導を行いました。

令和5年度の実施

- ホームページにて宅内排水設備のしくみや水質保全、適切な維持管理を広報
- 小学4年生に日本下水道協会発行のパンフレットを配布
- 特定事業所及び飲食店、福祉施設の除外施設（グリーストラップ等）の水質検査の実施及び指導：7事業所
- 油水分離層等の特定施設への立入調査の実施：72施設

③ 下水道などの整備の推進

公共下水道や農業集落排水の整備・普及を推進しており、令和4年度末の普及率は、公共下水道事業51.3%（前年51.9%）、特定環境保全公共下水道事業16.3%（前年16.0%）、農業集落排水事業16.9%（前年16.9%）となっています。さらに、公共下水道や農業集落排水への接続率（水洗化率）の向上のため、処理区域内において、個別訪問して接続依頼をするなどの取組みを行っています。

河川の水質汚濁防止を目的として、公共下水道・農業集落排水処理施設の区域外における合併処理浄化槽の設置を促進するため、合併処理浄化槽の設置者へ補助金を交付して普及促進に努めています。

令和4年度の取組

- 合併処理浄化槽設備補助基数：45基（令和3年度：29基）

環境指標

指標		策定時 (平成27年度)	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和5年度)
汚水 処理	普及率	98.2%	99.3%	99.3%
	水洗化率	86.4%	94.8%	94.7%
	汚水 処理率	85.9%	94.3%	94.0%

【今年度の取組・今後の方針等】

利用者密度の低い地域の施設設備において、関係者意向の確認とともに個別処理方式による整備を検討します。非水洗化世帯への広報など、啓発活動を継続します。

また、小諸市環境基本計画に基づき、定期的な河川・地下水汚染調査として、市内の主要河川の水質と底質の調査、井戸の水質調査を継続実施しています。

河川、海域などの公共用水域には、水質汚濁に係る環境基準が設定されており、生活環境に関する「生活環境項目」と、人の健康の保護に関する「健康項目」があります。

生活環境項目については河川ごとに類型指定がされており、類型に応じた環境基準が適用されます。なお、市内では千曲川がA類型に指定されています。

健康項目については全河川に適用されます。底質については環境基準の設定がありませんが、健康項目のうち、重金属等の蓄積性のある9項目を実施しています。

交通事故によるガソリン流出や冬季のホームタンクからの灯油流出など、土壌汚染・水質汚濁につながる事故の発生時には、警察・消防・県・他市町村等関係機関と連携して被害拡大の防止に努めました。

令和 5 年度調査結果概要

【生活環境項目について】

11河川12箇所において年4回の調査を実施。このうち、有機物による汚濁の代表的な水質指標である生物化学的酸素要求量(BOD)については、類型指定がされていない河川を含めすべてA類型の環境基準値を下回っており、河川の汚染度は低いと言える。

【健康項目について】

10河川11箇所において年1回調査を実施し、全てA類型の環境基準を下回っていた。

【底質調査について】

10河川11箇所において年 1 回調査を実施し、砒素が11箇所、水銀が5箇所で検出。環境基準の設定がないが、例年と比較しても大きな変化はなく、自然由来のものと推測される。

【地下水（井戸）の水質調査について】

市内38箇所の井戸を対象に、飲用井戸等衛生対策要領に基づく11項目について水質調査を実施。一般細菌や大腸菌が検出されたことから、飲用水としての利用する場合は水道法に基づく検査を別途実施するよう井戸所有者へ周知。また、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が基準を超過しているものの、農業由来の窒素肥料によるものと推測される。

環境指標

指標	策定時 (平成27年度)	現状値 (令和 5 年度)	目標値 (令和5年度)
千曲川の水質 (年平均BOD)	1.095 mg/L	1.510 mg/L	1.0 mg/L

【今年度の取組・今後の方針等】

パトロール、定期的な河川清掃など、良好な河川の状況が保てるよう取組みます。

3) 騒音・振動対策

① 事業活動などに伴う騒音・振動対策

工場・事業所からの騒音・振動については、「騒音規制法」「振動規制法」など関係法令に基づき原因者への指導を行っています。

騒音・振動が著しく発生する建設作業に対しては、規制基準の遵守、近隣への説明と配慮、作業時間の厳守、低騒音型機械の使用などの指導を行っています。

4) 有害化学物質対策

① 有害化学物質の排出防止対策

P C B・ダイオキシン・アスベストなど有害化学物質の適正処理については、県と連携して指導を行っています。

不法投棄や燃料不適物の屋外焼却、小型焼却炉などに対する指導・監視を実施しました。

5) さまざまな公害への対策

① さまざまな公害への対策

公害の未然防止のため、事業者に対し公害防止対策の徹底を指導しています。また、企業の拡張や新規の進出にあたっては、環境保全協定書の締結・公害の未然防止の対策を講じさせるとともに、周辺地域との調和を保つよう努めています。

環境指標

指標	策定時 (平成27年度)	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和5年度)
公害苦情受付 件数	71件	108件	70件以下

【今年度の取組・今後の方針等】

今後も関係機関と連携を図りながら、迅速・適切に処理していきます。

6) 廃棄物の適正処理

① 廃棄物の適正処理

分かりづらい分別品目について、「広報こもろ」に毎号掲載して周知を行っています。また、ごみ資源収集カレンダーを全戸配布し、別荘地や集合住宅の集積所にも設置するなど、排出ルールの一層の徹底を図っており、悪質な違反排出者等へは直接指導を行っています。



ごみ焼却施設 クリーンヒルこもろ

② 違法焼却炉と野外焼却への対応について

分かりづらい分別品目について、「広報こもろ」に毎号掲載して周知を行っています。
また、ごみ資源収集カレンダーを全戸配布し、別荘地や集合住宅の集積所にも設置するなど、排出ルールの一層の徹底を図っており、悪質な違反排出者等へは直接指導を行っています。

環境指標

指標	策定時 (平成27年度)	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和5年度)
野外焼却苦情 受付件数	42件	17件	40件以下

【今年度の取組・今後の方針等】

今後もパトロールの実施により監視を強化し、苦情に対しては迅速・適切に処理していきます。

7) 廃棄物の資源化

① 廃棄物の資源化の推進

3R運動「リデュース（ごみの発生抑制）リユース（再使用）リサイクル（再資源化）」の普及啓発のため、「広報こもろ」で資源のリサイクル状況について周知しています。

また、地区や団体の資源回収活動に対して報奨金を交付しているほか、下水道汚泥を原料としたエコセメント、生ごみの肥料化、廃油の拠点回収の実施など、廃棄物を資源として有効に利用しています。

環境指標

指標	策定時 (平成27年度)	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和5年度)
一人1日あたり のごみの排出量	582g	589g	591g
家庭系ごみ中の 資源ごみが占める割合	51.7%	35.1%	55.6%

【今年度の取組・今後の方針等】

社会経済情勢やライフスタイルの変化により、ごみの種類や量は変化していきます。ごみの組成調査により把握した詳細なデータに基づき、効果的な施策を検討します。また、市民や事業者に対し、できる限りごみを出さない生活への転換に向け、賢い選択を意識してもらう取り組みを進めます。

ごみ・資源物の正しい分別には、市民の皆さんが分別の目的や方法を理解し、納得していることが求められます。そのため、市が分別指導を徹底するとともに、あらゆるメディアを活用した情報発信や啓発の取り組みを進めます。

環境指標

指標	策定時 (平成27年度)	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和5年度)
家庭系資源ごみ 中の集団資源回 収量が占める 割合	23.4%	19.3%	24.5%

【今年度の取組・今後の方針等】

市の分別収集が定着したことや、大型商業施設やスーパーマーケット等での店頭回収が普及したことにより情勢が変化しており、集団資源回収量は減少傾向にあります。集団資源回収報奨金事業を継続するとともに、経費や効果、団体への支援のあり方等を踏まえ、今後の事業の方針を検討していきます。

8）不法投棄対策

① 不法投棄対策の強化

不法投棄防止看板の設置による啓発活動、監視カメラ設置や監視パトロールの実施をし、不法投棄を発見した場合は、関係機関と連携し早期対応と適切な処理に努めました。

令和5年度の取組

- 「広報こもろ」による不法投棄、ごみのポイ捨て禁止についての周知・広報

9) 交通環境の整備

① 交通安全施設等の整備

交通事故の未然防止のため、危険箇所の調査、関係機関による通学路の合同点検などを行い、交通安全施設等の整備を行いました。

また、歩行者などが安心してと売れる、生活道路の整備及び維持補修を進めました。

令和5年度の取組

- 指導の整備及び補修

道路改良：62件、L＝5,327m 道路維持補修：160件、L＝2,193m

- 交通安全施設整備及び補修：44件、L＝16,576m

- 通学路の安全確保

歩道の設置：L＝218m、グリーンベルトの設置：L＝3,114m

② 公共交通の利用促進

しなの鉄道やJR小海線の整備充実を沿線市町村との連携を図りながら推進しています。

令和3年3月に「小諸市コミュニティバス運行事業に係る基本的な考え方」を定め、コミュニティ交通事業として愛のりくんの運行時間等の拡大を実施、それに伴い、利用者が減少していた愛のりすみれ号は休止としました。

また、より多くの方に愛のりくんを利用していただくため、利用促進策として、フロ得愛のり回数券や障がい者支援助成回数券、運転免許証返納者向け試乗券、お出かけ65・75チケットの発行を行いました。

環境指標

指標	策定時 (平成27年度)	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和5年度)
コミュニティ 交通利用者数	74,599人	54,265人	60,000人

【今年度の取組・今後の方針等】

広い年代の方に利用していただくため、利用促進策を行います。また、より利用しやすい運行方法を検討し、利便性の向上を図っていきます。

（４）地球環境に配慮した暮らしをするまち【地球環境】

＜基本方針＞

地球温暖化に対応し、温室効果ガスを削減するため、再生可能エネルギーの利用やエネルギーの効率的な利用の仕方の検討、省エネルギー型施設・機器の普及を、今ある自然環境や景観と調和を図りながら推進します。

また、エコ生活など温暖化防止の取り組みを家庭や地域、社会へ広げる取り組みを推進します。

１）「共に取り組むCO2削減計画こもろ」「エコオフィスこもろ」の推進

① 温室効果ガス排出量等の削減

計画期間を2014年度（平成26年度）から2023年度（令和5年度）の10年間とする、「共に取り組むCO2削減計画こもろ（小諸市地球温暖化対策地域推進計画）」を策定し、市民、事業者と一体となって推進しています。温室効果ガスの排出量の削減目標として、『2030年度までに2013年度比46％減』を掲げています。

国では、2021（令和3）年4月、地球温暖化対策推進本部及び米国主催の気候サミットにおいて、2050年目標と整合的で野心的な目標として、2030年度に温室効果ガスを2013年度から46％削減することを目指し、さらに、50％の高みに向けて挑戦を続けていくことを宣言し、2021（令和3）年10月22日には地球温暖化対策計画が閣議決定されました。小諸市においても、国の目標を基準とし、さらなる削減に取り組むため、削減目標の見直しを含めて検討していきます。

また、「エコオフィスこもろ」（小諸市地球温暖化防止実行計画）にて、電気、コピー用紙、燃料、水道の使用量、ごみ排出量の削減を実践し、公共施設から発生する温室効果ガスの削減を図りました。

環境指標

指標	策定時 （平成27年度）	現状値 （令和5年度）	目標値 （令和5年度）
市役所における ガソリン使用量	49,504L	33,094L	47,989L
市役所における 軽油使用量	24,459L	5,126L	21,000L

【今年度の取組・今後の方針等】

定期的な車両の点検整備とエコドライブの啓発、環境に配慮した自動車の買い替えに取り組めます。

2) 低炭素社会への移行促進

① 再生可能エネルギーの積極活用の促進

再生可能エネルギーの普及については、平成24年度の再生可能エネルギー固定価格買取制度（FIT）の導入等の施策により、小諸市内でも太陽光発電の導入が増加しました。しかし、森林や住宅地の近隣を開発して設置されるなど、自然環境の破壊、景観の阻害、モジュールの反射光、パワーコンディショナーからの騒音等による生活環境の悪化、雨水の敷地外の流出による影響、開発による災害の誘発や生活環境、景観、防災への影響などが懸念される事例、地域住民との合意形成が不十分で着工後トラブルに発展する事例などが生じています。

このため、指導基準の強化や、遵守すべき事項について明示した「小諸市太陽光発電事業の適正な実施に関するガイドライン」を平成31年3月に公表しました。

さらに、令和5年3月には、太陽光発電事業の実施が自然環境、生活環境、景観その他の地域環境に与える影響が大きいことから、太陽光発電施設の設置、維持管理及び廃止に至るまでの太陽光事業全般において地球環境を保全し、及び災害の発生を防止するために、「小諸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例」を制定しました。

この条例に基づき事業者に対して太陽光事業の適正な実施を求めていくとともに、今ある自然環境や景観と調和を図りながら引き続き太陽光発電事業を促進していきます。

また、補助金活用や民間事業者への屋根貸事業の実施により、引き続き公共施設への再生可能エネルギーの導入を進めます。

環境指標

固定価格買取制度（FIT）における再生可能エネルギー発電設備の導入状況
（経済産業省資源エネルギー庁公表）

指標	策定時 （平成27年度）	現状値 （令和5年度）	目標値 （令和5年度）
住宅用太陽光発電 の導入量	1,548件	2,435件	2,900件
	6,544kW	11,638kW	11,600kW

【今年度の取組・今後の方針等】

導入促進のため、長野県が公開している「信州屋根ソーラーポテンシャルマップ」の活用など、国や県の取組みなどと連携して導入促進を図っていきます。

② 省エネルギー機器の普及促進

広報こもろやホームページへの掲載、公民館まつりなどを通して、給湯器や冷蔵庫など家庭で使われる機器の購入や買い替えの機会に高効率機器への転換を促進し、家庭で出来る省エネの取組みなどを支援しています。

また、防犯灯の一斉LED化工事により、市内防犯灯のすべてをLED化しました。

③ 雨水利用の促進

公共施設において、雨水の利活用を進めています。

市役所庁舎では、各階のトイレ、庁舎周りの植栽の散水に雨水を利用しています。

(5) 自ら学び、みんなで共同して創るまち【環境学習】

＜基本方針＞

複雑化、多様化する環境問題の解決にあたっては、より多くの人が環境に関心を持ち、環境保全の大切さを理解した上で協力しながら取り組む必要があります。このため、市は率先して環境保全活動に取り組むよう推進します。

1) 環境学習の推進

① 環境学習の推進と環境情報の提供

出前講座、施設見学、自然観察会などの体験学習を取り入れた環境学習の推進を図りました。また、学校や地域における環境教育やイベントの開催を通して、意識啓発を図りました。省エネやごみの分別方法など環境に関する情報について、広報こもろや市ホームページなどを活用し、市民に対して提供やPRを行いました。

環境指標

指標	策定時 (平成27年度)	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和5年度)
環境教育講座数	2講座	5講座	6講座

【今年度の取組・今後の方針等】

講座メニューにない環境教育に係る内容についても、リクエスト講座により対応し、講座の充実を図ります。

2) 環境に配慮した活動の推進

区内清掃や道ぶしん、資源回収などを行う団体へ奨励金を交付するなど、環境保全活動への支援を行いました。

令和5年度の取組

- 「地域協働道ぶしんクリーン事業報奨金」による奨励金の交付：238件

環境指標

指標	策定時 (平成27年度)	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和5年度)
こどもエコクラブ登録団体数	1団体	3団体	8団体

【今年度の取組・今後の方針等】

引き続き、加入の促進や登録団体への支援を行います。